

教育の大綱について

「教育の大綱」について

根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3 (昭和31年法律第162号)
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し,その地域の実情に応じ策定 ※第1期計画(平成20年7月1日閣議決定)平成20~24年度 第2期計画(平成25年6月14日閣議決定)平成25~29年度 第3期計画(平成30年6月15日閣議決定)平成30~令和4年度
対象期間	4年から5年程度を想定 (平成26年7月17日 文科省初等中等教育局長 通知)

「ひたちなか市教育の大綱」

(目指す子ども像・本市の教育の目標・学校教育振興のためのスローガン)

平成27年10月策定

〈目指す子ども像〉

「知性と豊かな人間性を備えた 心身ともにたくましい子ども」

〈ひたちなか市教育の目標〉

- ひとりひとりの能力を開発し，豊かな人間性をつちかいます
- じょうぶな身体をつくり，たくましい心を養います
- 家庭や地域と力をあわせ，豊かな心を育みます
- ふるさとを愛し，協力しあう心を育てます
- 世界に視野を広げ，国際人としての自覚を高めます

〈学校教育振興のためのスローガン〉

「夢・感動・笑顔がひろがる教育のまちひたちなか」

「ひたちなか市教育の大綱」

(基本施策)

〈基本施策〉

- 1 確かな学力を育む教育の充実
- 2 豊かな人間性を育む教育の充実
- 3 健やかな体の育成と命を守るための教育の充実
- 4 郷土愛に満ちた国際人の育成
- 5 時代の変化に対応した学校の創造
- 6 質の高い教育環境の整備・充実

本市の現在の「教育の大綱」イメージ

「教育」

ひたちなか市教育の大綱

学校教育

「学校教育振興基本計画」
で推進

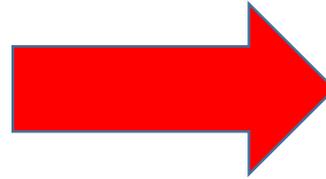
生涯学習

スポーツ

茨城県の教育の大綱

平成28年3月策定

- 社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成
- 確かな学力の習得と活用する力の育成
- 生涯にわたる学習と文化芸術、スポーツ活動の推進
- 誰もが安心して学べる教育環境づくり



令和元年8月変更

茨城県総合計画は、県政運営の指針であり、その教育、学術及び文化に関する部分は、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や基本方針を定めることから、茨城県総合計画の教育、学術及び文化に関する部分をもって大綱に代えることとする。